

下水道使用料は次のように改定します ※30年度と31年度の2年間で、段階的に使用料を改定します

【表1】 下水道使用料料金表(2か月あたり。税抜き)

区分	改定前 30年3月31日まで	改定後	
		30年4月1日～31年3月31日	31年4月1日～
①基本使用料	1,200円	1,200円	1,200円
②従量使用料 (1㎡あたり)	20㎡までの分	基本使用料に含む	6円
	20㎡を超え40㎡まで	70円	77円
	40㎡を超え60㎡まで	80円	87円
	60㎡を超え200㎡まで	100円	110円
	200㎡を超え1,000㎡まで	120円	130円
	1,000㎡を超え2,000㎡まで	145円	157円
2,000㎡を超える分	170円	185円	200円

※経過措置 30年4月1日以前から継続して下水道を使用している方は、次の検針分から新料金の適用となります。
偶数月検針地域の方…6月の検針分から新料金 奇数月検針地域の方…5月の検針分から一部新料金

使用料の計算例 2か月で50立方メートル使用した場合(税抜き)

30年3月31日まで	30年4月1日から	31年4月1日から
①基本使用料 1,200円 従量使用料20㎡まで含む	①基本使用料 1,200円	①基本使用料 1,200円
②従量使用料 21～50㎡ 2,200円	②従量使用料 1～50㎡ 2,530円	②従量使用料 1～50㎡ 2,890円
合計 ①+② = 3,400円	合計 ①+② = 3,730円 増額分 330円	合計 ①+② = 4,090円 増額分 690円

※上記の計算例に、消費税を加えた金額が実際の下水道使用料となります



平成30年4月1日から

下水道使用料を改定します

市では、市民生活にとって重要なライフラインである下水道施設を将来にわたり安定して維持していけるよう、長寿命化や耐震化を図ってまいります。そのために、4月から下水道使用料を改定します。皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

改定の背景

市の下水道事業は昭和46年に始まり、平成28年度末で95・6%の普及率となっております。この間、下水道使用料は、平成2年2月に改定

して以降、職員の削減や建設費の縮減など経費の削減に努め、現行料金を維持してきました。しかしながら、人口の減少や節水機器の普及などにより下水道使用料収入が減少しており、その一方で、老朽

化した下水道施設の維持管理費が増加するなど、下水道事業の経営状況は厳しさを増しています。こうした状況に対応するため、市の財政収入(一般会計)から不足分を補てんするとともに、平成29

年6月には、「狭山市下水道事業経営戦略計画」を策定し、経営基盤の強化に取り組んでいます。この計画では、今後10年間で、下水道施設の長寿命化や耐震性向上などのための対策に約16億円の事業費が必要になると見込んでいます。こうした事業の財源を確保し、安定的に下水道事業を経営するために、使用料を改定します。

改定の内容

4月1日から2年間で、段階的に使用料を改定します(表1)。これまで20立方メートルまでの従量使用料は基本料金に含まれていましたが、今回の改定では、基本使用料のほかに、1立方メートルごとの従量使用料がかかることとなります。なお、水道料金の改定はありません。詳しくは、公式ホームページをご覧ください。

健全な事業運営のために

今後、事業の効率化や維持管理コストなどの削減を図り、将来にわたり安定した下水道事業の経営に努めてまいります。

問合せ経営課へ内線2723



4月から生活ごみの収集日程を変更します

一部の地域では、異なる種類のごみの収集が同じ日に重なっていることから、集積所からあふれたごみが周辺環境の美観を損ない、集積所の管理や通行に支障を来すなどの問題が生じています。



こうした状況を改善するために、4月から「プラスチック」「古紙・古布」が同日収集になっている集積所のように

「古紙・古布」「びん・缶・乾電池」の収集日程を変更し、同じ日に重ならないようにします。なお、「もやすごみ」「もやさないごみ」「ペットボトル」の収集日程に変更はありません。

詳しくは、広報さやま3月号と一緒にお届けする「平成30年度生活ごみの分け方・出し方」や、市の公式ホームページをご覧ください。

問合せ奥富環境センターへ☎2953-2831

4月から国民健康保険の広域化がスタートします

市町村が運営し、自営業者や年金生活者など、多くの方が加入している国民健康保険(国保)ですが、4月からは、国保の広域化により都道府県と市町村が共同保険者となって運営することになります。

広域化によって、財政運営の主体が市町村から都道府県となり、運営規模が大きくなることから、将来にわたり安心して医療などが受けられるようになります。

4月以降も、国保の申請や届け出は、これまでどおり市役所保険年金課の窓口で受け付けます。保険証の発行や国保税の決定や通知、納付方法や回数、納期限の設定も、引き続き市町村が行います。

なお、広域化による平成30年度国民健康保険税の税率の変更はありません。詳しくは、市の公式ホームページをご覧ください。

問合せ保険年金課へ内線1051



最近、自治体に「〇〇に使用してほしい」と多額の寄附が寄せられるニュースを見聞きします。狭山市も、個人や団体から多くのご寄附をいただいております。こうした心から感謝しております。こうした「寄附の文化」は、地域の彩りをより鮮やかにしてくれています。昨年は、埼玉県トラック協会から「緑を増やしてほしい」と寄

附をいただきました。

その活用方法を思索していたところ、花の名所の智光山公園を新春に咲く蠟梅の可憐な花と清々しい香りで満ちたすことができれば、きっと皆さんに喜んでもらえると思います。100本以上植樹ができました。公園を訪れた方々からたくさん「ありがとうございます」の声が寄せられています。

寄附をお寄せいただいた方の思いに添えて、その寄附以上の価値をつくるのが「受け取る側」の責任であると思います。皆さんの気持ちを大切に、善意と夢をつないでまいります。



新成人にエールを送りました

市長の主な動き

- 1/6…消防出初式
- 1/7…成人式
- 1/10…県と県市長会・県町村会との新年懇談会
- 1/15…埼玉県都市競艇組合協議会臨時会
- 1/22…交通事故防止対策緊急連絡会議
- 1/25…埼玉西部消防組合正副管理者会議
- 1/26…人権問題講演会
- 1/27…公共施設マネジメント講演会